

改正後	現行
<p data-bbox="804 221 1104 252">障 発 0413 第 1 号</p> <p data-bbox="804 268 1104 298">令 和 3 年 4 月 13 日</p> <p data-bbox="660 314 1104 344"><u>最終改正 障 発 1029 第 15 号</u></p> <p data-bbox="804 360 1104 391"><u>令 和 3 年 10 月 29 日</u></p> <p data-bbox="154 512 450 639">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="477 799 1034 879">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="154 1038 1064 1118">新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について</p> <p data-bbox="154 1278 1104 1406">標記については、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」を定め、令和3年4月1日から適用することとしたので通知する。</p>	<p data-bbox="1778 221 2078 252">障 発 0413 第 1 号</p> <p data-bbox="1778 268 2078 298">令 和 3 年 4 月 13 日</p> <p data-bbox="1126 512 1422 639">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="1449 799 2007 879">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="1126 1038 2036 1118">新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について</p> <p data-bbox="1126 1278 2076 1406">標記については、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」を定め、令和3年4月1日から適用することとしたので通知する。</p>

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、本事業は、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合等において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

また、施設・事業所において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

2 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。
ただし、3の（3）及び（4）については、都道府県とする。

3 事業内容

（1）～（3）略

（4）障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業
施設・事業所が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、本事業は、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

また、施設・事業所において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

2 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。
ただし、3の（3）については、都道府県とする。

3 事業内容

（1）～（3）略

（新設）

購入に必要な経費を支援する。また、都道府県において当該支援を実施するために必要な経費を補助する。

ア 対象施設・事業所

全ての施設・事業所を対象とする。ただし、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

なお、具体的な対象サービス種別は、別添3に規定する。

イ 助成額（基準単価）及び対象経費

別添3に規定する。

4～5（略）

別添1～別添2（略）

4～5（略）

別添1～別添2（略）